

議第99号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次の1号を加える。

（18）危険鳥獣捕獲作業等手当

第14条第2項の表に次のように加える。

(18) 危険鳥獣捕獲作業等手当	イ 警察職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合（同一の日にロに掲げる作業に従事した場合を除く。）	同	1,100円
	ロ 警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業に従事した場合	同	1,640円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年6月3日から適用する。

提 案 理 由

警察職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はこれらの補助の作業に従事した場合に新たに特殊勤務手当を支給するため提案するものである。

議第100号

山形県地域未来基金条例の設定について

山形県地域未来基金条例を次のように制定する。

山形県地域未来基金条例

(設置)

第1条 産業集積の形成、地域産業の付加価値の向上及び販路拡大の推進等に関する施策を実施するため、山形県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県地域未来基金を設置するため提案するものである。

議第101号

山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の設定について

山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

山形県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、登録一時保護委託施設（登録一時保護委託者が一時保護を行う施設をいう。以下同じ。）に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託者の職員（登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、消火設備その他の非常災害に際

して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する不断の注意及び訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利の擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

(1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

(2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。

(3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。

(4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

(2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、かつ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。

(5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(6) 児童の居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(7) 児童30人以上を入所させる登録一時保護委託施設にあっては、医務室及び静養室を設けること。

(8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、並びに児童福祉事業に熱意のある者

であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとなるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、規則で定める数の職員を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を、当該登録一時保護委託施設と併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所する児童を入浴させ、又は清拭すること。
- (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供すること。この場合において、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。

(養護)

第18条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第19条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行う体制を整備しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第20条 登録一時保護委託者は、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

(秘密保持等)

第21条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

提 案 理 由

一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるため提案するものである。

議第102号

山形県景観条例の一部を改正する条例の制定について

山形県景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県景観条例の一部を改正する条例

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第13条第1項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改め、同項第2号中「堆積」を「堆積^{たい}」に改める。

第25条第1項中「第8条第2項第4号ロ」を「第8条第2項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

景観法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。